

○八重瀬町ホームページ廣告掲載取扱基準

(平成31年2月19日告示第1号)

改正 令和2年10月23日告示第46号

(目的)

第1条 この基準は、八重瀬町公共物等有料廣告掲載に関する要綱(平成19年八重瀬町告示9号。以下「要綱」という。)第2条第2号に掲げる「町のホームページ」へのバナー廣告(以下「廣告」という。)掲載の取扱いについて必要な事項を定める。

(掲載の優先順位)

第2条 要綱第4条に規定する廣告の優先順位について、同一の基準で廣告掲載が適当であると認められるものが複数ある場合は、抽選により決定する。

(掲載の規格等)

第3条 要綱第5条に規定する廣告の規格等において、八重瀬町ホームページを所管する課が定めるものとは、次のものをいう。

- (1) 广告の規格
- (2) 广告掲載料金
- (3) 广告の掲載期間

2 前項第1号から第3号については、次のとおりとする。

サイズ	月額	年額	枠数	サイズ	形式
縦70ピクセル×横200ピクセル	5,000円	50,000円	8枠	300KB以下	G I F(静止画のみ)形式又はJ P E G形式

3 广告の掲載は、1广告主について1枠限りとする。

4 广告を掲載する場所については、町長が決定するものとする。

5 本条第1項第3号については、1ヶ月を単位とし、最長12ヶ月とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 要綱第7条に規定する掲載の申込みについて、廣告を掲載しようとする者(以下「广告主」という。)は町が指定した期日までに、八重瀬町ホームページ廣告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(掲載料金及び納付方法)

第5条 广告主は、第3条第2号の掲載料金について当該廣告を掲載することを決定してから町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により納付するものとする。

2 掲載料金は、原則として一括納付するものとする。ただし町長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(掲載の取消し)

第6条 要綱第8条に規定する八重瀬町有料廣告掲載決定通知書により广告主に通知した後であっても次のいずれかに該当する場合は、町長はこの決定を変更し、又は解除できるものとする。

- (1) 指定する期日までに广告主が广告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに广告主が广告原稿を提出しなかったとき。
- (3) リンク先のホームページ等の内容が掲載の制限に該当したとき。
- (4) その他町長が特に广告掲載に支障があると認めたとき。

2 町長は前項の規定により、广告の掲載を取消し、若しくは一時中止した場合において、当該广告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(广告内容等の変更)

第7条 広告主は、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、八重瀬町ホームページ掲載広告変更申込書(様式第2号)を提出しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主は、自己の都合により八重瀬町ホームページへの広告掲載を取下げができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取下げる場合は、八重瀬町ホームページ掲載広告取下げ書(様式第3号)により、町長に申し出なければならない。

3 町長は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページ等の内容その他の広告の掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担については、広告主がこれを解決しなければならない。

4 広告主は、決定を受けた八重瀬町ホームページへの広告掲載権利を他に譲渡してはならない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関しその他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和2年10月23日告示第46号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

八重瀬町ホームページ広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

八重瀬町ホームページ掲載広告変更申込書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

八重瀬町ホームページ掲載広告取下げ書

[別紙参照]